

「アクション・プラン」推進委員会(第8回)議事要旨

日 時：平成 24 年 5 月 16 日（水）17:30～18:30

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：

〔「アクション・プラン」推進委員会〕

川端達夫委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、北川正恭委員（早稲田大学大学院教授）、後藤斎委員（内閣府副大臣）、福田昭夫委員（総務大臣政務官）

〔関係府省政務〕

園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、萩本修法務省大臣官房審議官、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、仲野博子農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、津川祥吾国土交通大臣政務官、高山智司環境大臣政務官

〔関西広域連合〕

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事

〔四国知事会〕

飯泉嘉門徳島県知事、尾崎正直高知県知事

〔九州地方知事会〕

広瀬勝貞大分県知事

〔沖縄県〕

上原良幸沖縄県副知事

主な議題

- 1 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について
- 2 その他

-
- 1 福田委員から国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について資料に基づき説明が行われた。
 - 2 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について意見交換が行われた。
○関西広域連合の基本的な考え方について、資料5を御覧いただきたい。
 - ・丸ごと移管を提案した理由は、これまでのように事務の仕分けをしようとする、いたずらに仕分け作業だけに迷い込んでしまい、改革ができなかったという轍を踏みたくないため。
 - ・特別の事務類型を作るのではなく、原則法定受託事務とすることで地方自治法の範囲内での最低限の国の関与を前提とした仕掛けで対応できるはず。

- ・今回の法律案に対する関係各省の意見の中には、事務の持ち寄りの義務付け、裁判を経ない代執行制度、直接的な指揮命令等を求めているものがあるが、地域の自主性や自立性を尊重しているとは考えられない。改革本来の目的を見失うことなく、政治的なリーダーシップを発揮して取りまとめを急いでいただきたい。
- ・管轄区域について、地方の実情に応じて柔軟にその合理性を判断してほしい。
- ・移譲の例外事務は最小限にする必要。例外とする事務がある場合も、出先機関は残さないこととして、本省に引き上げて処理することにしていただきたい。
- ・事務の持ち寄りについては地方の自主性に委ねるべき。事務等の移譲計画の認定を、「この事務が持ち寄られていないから認定しない」というような取扱いにならないような仕掛けを作る必要。
- ・国の関与は自治法の規定する範囲内で必要最小限のもの、機関委任事務の復活になることが絶対にならないようお願いしたい。
- ・執行機関とか補助機関の在り方等も広域連合の自主的な組織権を尊重すべきもの。
- ・緊急時には国からの指示や要請に真摯に対応するが、我々からの要請も可能にしていきたい。
- ・財政上の措置については、事務・事業や人員と合わせた丸ごと移管を前提として、従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保することを具体的に明確にしていきたい。併せて、財政上の措置に異議がある場合には国に対して要請できるような手続を検討いただきたい。

○四国知事会の意見として、骨子に何点か申し上げる。

- ・区域の在り方について、四国の場合には「中四国」とまたがっていることが大きな足かせとなっており、こうした点については柔軟に考えていただきたいと前回は申し上げたところだが、今回反映されていないので、大変残念。
- ・移譲対象機関について、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所以外の部分についても、それぞれのブロックの実情に応じた形でお願いしたい。地方農政局の点について四国知事会から申し上げているところ。
- ・地方の力が最大限に発揮できるように、国の関与については最小限のところをお願いしたい。
- ・人員の移管については、国の立場として移譲の前に合理的な対応を行っていただきたい。また財源措置は客観的な指標をしっかりと法定化してもらいたい。

○資料6が九州地方知事会からの意見。

- ・政府の方針は24年通常国会への関連法案提出ということ。ペースを上げて急いで調整を進め、法律を提出していただきたい。対象となる機関を広げるという議論もあるが、それによって、また時間がかかるということになると。これまでまとめた方向で法案を早期に出すことが大事。
- ・移譲の例外となる事務が多く残って、「ミニ経済産業局」、「ミニ整備局」、「ミニ環境事務所」が残るということにならないように。そうなると、本当に国民の理解が得られない。どうしても例外となる場合には、本省に引き上げる、或いは隣

接ブロックの出先機関がやる。そのときには十分、住民の利便性が損なわれないように考えていただく必要がある。

- ・持ち寄り事務について、この地域主権改革のベースにあるのは、地域でできることは地域でやろうということであり、県がやっていることを持ち寄ることを要件とするのではなく、むしろ地域に降ろしていくことが大事。
- ・財源について、この改革によって国からの財源が絞られることのないよう制度的な担保をお願いしたい。そのために具体的に、特定広域連合が国に交付金を要求し、その相手方は内閣総理大臣とする、財源措置に不足、不満がある場合には、内閣総理大臣に対して意見等を提出することができるというような制度的な担保をお願いしたい。

○今後出先機関の原則廃止に向けた議論の過程で、沖縄で先行してということになれば、我々としてはそれに取り組む決意があることをこの場で表明しておきたい。

○5月7日に経団連会館で地方分権改革シンポジウムを開き、関西広域連合も参加した。既にこれだけグローバル化が進んでいる中で、分権化が進まないと、国家として置いてけぼりになるということを経済界の皆さんも危機感を感じておられた。あらためて府県を越える広域の行政の必要性ということを経済界の方が伝えてくださった。

○何故、今、この地域主権改革かということは、時代が求めているのではないか。今回の法案骨子の基本理念として、住民の福祉の向上、行政の効率化、地域の自主性・自立性を挙げていただいているが、時代がこの地域主権改革を求めている。それゆえ、出先機関の原則廃止ということを政権としても挙げていただいたと思う。政権交代に国民が期待したことを、政治主導で進めていただきたい。

○各省庁から挙がってくるものは、理念と離れている。この骨子案の後ろの方はいかに地域を縛るかということで、新しいメルクマールによる事務・権限ということまで入れている。これは全く、国民の期待と逆行するのではないかと、心配している。政治主導で基本理念を外さずに法制化を進めていただき、この通常国会に提案していただきたい。

○地域主権改革の原点は、地域の実情にあった政策展開を可能とするために進めていることとしているもの。出先機関の改革についてもそうあっていただきたい。残念ながら、この文章を見る限り、見方によっては一律に縛ろうとしているとしか思えないところがたくさんある。そこは政令で決められるところもたくさんあると思うが、特に重要な部分等については、どういうことを考えているのかよくよくすり合わせをしておかないと、骨子案では合意したが、実は同床異夢だったということになりかねない。

○政令で定める必要な関与とは何かとか、実施に関する計画を策定して同意を得なければならないことについて、どういう基準で同意を得るかとか、財源の措置の仕方について、ある省の予算はこの地域に使うものという形で積算されているわけでは決してないときに、その地方だけ切り取って予算を作っていくやり方を実際に可能

とするような予算要求と予算折衝の有り様など、細部を詰めないと、果たしてこの制度がいいものなのか悪いものなのか、よくわからないというところがたくさんあると懸念している。

- 経済産業省の意見について、法律として、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所だけが載っているのはおかしいのではないか、政府・政権の方針としては我々がさきがけであり、これから全体としてやるということなので、全部適用するようすべきだということ。今後、他の役所の改革をする度に法律改正をするということのも現実的ではない。
- 持ち寄りについては、義務として明記すべき。この改革は、効率的という観点から言えば、行政の簡素化をいうことが極めて重要。改革に逆行しているのではなく、まさに改革そのものの中身だと思っている。そもそも地方自治法の中に、広域連合の趣旨として、総合的・計画的に都道府県、市町村、特別区の業務を吸い上げて行うというのがあり、持ち寄ることが法律上広域連合の成立条件になっている。新たに、国の関与を強化したいわけでもない。
- 個別の事務について、作用法をそれぞれ列挙する趣旨だと思うが、詰め切れたらいいが、これで法案の提出が遅れるのは本末転倒。まずはこの大枠の法案を通して、それから個別の移譲すべき事務について、丁寧に論議を進めていくべきではないか。
- 国交省として、出先機関を原則廃止するということを前提に議論をしているつもりなので、まず確認をさせていただく。
- 法律案の骨子について、具体的に何点か指摘する。
 - ・制度を利用できる主体については、管轄区域から除く区域について、内閣府の案では政令で定めることになっているが、出先機関は廃止されるので、受け皿となる特定広域連合の安定性、継続性はしっかりと確保される必要があるため、別に法律で定めるという形にするべきではないか。
 - ・持ち寄りについては、事務の効率化を考えた時に、ある一定程度のものは持ち寄るべき。例えば、一級河川の県管理区間とか、指定区間外の国道の管理といったものは特定広域連合が一体的に行うように持ち寄りを義務付けた方がよい。
 - ・解散、脱退自体の手續についても、基本構成に記述しているとおり、別に法律で定めて、定めがなければ解散、脱退ができないという形にする必要がある。
 - ・国の関与については、機関委任事務を復活させることを想定しているものではないが、現行の法定受託事務の中ではカバーしきれないところがあるのではないかとということについて、追記をしていただく必要があるということと、並行権限行使についても記載していただきたい。
 - ・実施計画については、国が策定する方針や計画に基づいた形で策定することを明確にする必要がある。
 - ・大規模災害が発生した時の指揮権について、3.11のことを考えても、各々の国の出先機関の災害対応について、これを強化することはあれ、弱体させてはならない。想定外のことは当然起こり得るので、直接指揮をすることが可能になる部

分について並行権限行使も併せて設けていただく必要がある。

○個別事務・権限の扱いだが、公物管理については、他の地域では国が実施しており、国の責任であるというところについては変えないということを前提に議論をしている。前提にする以上は、やはり例外的な部分というのは当然いくつか出てくる。

○委員の立場から二点発言する。

- ・物事は目的のところではっきりしている。法律案（骨子）の「1 目的」で事務の移譲の推進のところにポイントが置かれているので「出先機関の原則廃止の下」などを入れないと、事務の移譲を推進することで行政の効率化になるというように、中身が小さくなってしまっている。閣議決定された地域主権戦略大綱では、明治以来の中央集権体質から脱却と大きく打ち出されているので、これを目的の部分で押さえる必要がある。

- ・「政令で定めるものを除く」などは、私の言うところの変な地雷。野田総理も地域主権戦略会議で絶対に変な地雷を入れないと言われた。解釈に余分な裁量が入る記載は削除し、一定程度地方を信用する立場に立った方がよい。

○地域主権改革をやることで住民の利便性向上であったり、その意見がより反映できるということが一番の目的だが、行政の効率化という点では二重行政が一番問題。それは国だけではなく、県と市の二重行政も問題と言われてきた。そういう意味で国の仕事と地方の仕事の役割分担をもう一回明確にする必要。やはりどうしても、本来国の仕事だというものもある。丸ごと移譲した結果、事務所を残すのも反対だとかというようなことだけが目的となるのであれば、話の進め方としては、本来誰がこの仕事は担うべきかという話をきちんとすべき。総論部分はもう固めていただき、具体的にどういう事務を移譲するのかということに早く話を進めていただきたい。

○まず大枠としてこれを進めさせていただくということで、すべてが成り立つかは難しい部分もあるが、できるだけ今日頂いた意見を参考にしながら、もう少し前進した、国民に見えるような形で次のステップに入らせていただくということで、理解をいただきたい。

3 北川委員からハローワーク特区について資料に基づき説明が行われた。

4 最後に川端委員長より発言があった。

○今日の骨子の議論を踏まえて、関係府省には近日中に条文化した形で意見を伺いたい。

○いくつか論点の中で、所見を申し上げたい。

- ・個別の事務権限の移譲の在り方については、いわゆる機関委任事務の復活ということがあってはならないというのは大原則。

- ・事務の持ち寄りについては、行政の効率化、それから効果的になるというのが目的であり、その原点を前提にしつつ、事務の持ち寄りが条件となるということではな

いと思っている。

- ・対象範囲については、これまでの経過も踏まえて、3機関を当面の移譲対象候補として、第一弾としてやらせていただきたい。
 - ・国の関与については、従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることで対応するという一方で、新たな事務区分を創設するのと同様の効果があり、国と地方が対等・協力の関係を維持しつつ移譲を実現するために、基本構成の考え方で対応できないか、府省には改めて検討いただきたい。
 - ・個別の事務・権限の移譲等について、詰めの段階では、私が関係大臣と直接会って、最終的な折衝をすることも含めて、引き続き調整を続けて参りたい。
 - ・市町村の意見反映の在り方については、特定広域連合の構成団体の長と、市町村関係者が幅広く意見交換できるような仕組みを作りたいと考えており、引き続き検討したい。
- 総理の出先機関の原則廃止への思いはいささかの揺るぎもない。これからもリーダーシップを発揮して、政権の最重要課題のひとつであるこの取組の実現に向けて、各位の最大限の御理解・御協力を改めてお願いする。

(以上)